第百二十三条の九第一項第一号中「この項及び第四項」を「第六項まで」に改め、同条第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「第四項に」を「第六項に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第三項まで」を「第五項まで」に、「第六項」を「第八項」に、「読み替える」を「、第四項中「前条第十二項」とあるのは「前条第十八項において準用する同条第十二項」と、「支配関係法人」とあるのは「同条第十八項の他の被合併法人等」と、「法第六十二条の七第二項第一号に規定する」とあるのは「法第六十二条の七第三項において準用する同条第二項第二号の」と、「特定引継資産に該当する」とあるのは「特定保有資産に該当する」と、「みなし特定引継資産」とあるのは「みなし特定保有資産」と読み替える」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項まで」を「第五項まで」に、「第五項」を「第七項」に、「読み替える」を「、第四項中「前条第十二項」とあるのは「前条第十七項において準用する同条第十二項」と、「法第六十二条の七第二項第一号」とあるのは「法第六十二条の七第三項において準用する同条第二項第一号」と読み替える」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「前各項」に、「この項及び第四項」を「第六項まで」に、「第百十二条第八項」を「第百十二条第十一項」に、「第一号」と」を「第一号」と、第四項中「前条第十二項」とあるのは「前条第十五項において準用する同条第十二項」と、「支配関係法人が」とあるのは「当該内国法人が」と、「特定引継資産に該当する」とあるのは「特定保有資産に該当する」と、「みなし特定引継資産」とあるのは「みなし特定保有資産」と、同項第一号中「みなし特定引継資産を」とあるのは「みなし特定保有資産を」と、同項第二号中「みなし特定引継資産」とあるのは「みなし特定保有資産」と、同項第三号中「第百十二条第七項第一号」と」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　特定適格組織再編成等に係る合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人である内国法人の特定組織再編成事業年度以後の各事業年度（適用期間内の日の属する事業年度に限る。）における当該適用期間内の特定引継資産に係る特定資産譲渡等損失額の計算において、前条第十二項の規定により同項に規定する移転資産につき支配関係法人が法第六十二条の七第二項第一号に規定する支配関係発生日前から有していたものとみなして同項の規定を適用する場合において特定引継資産に該当することとなる資産（以下この項において「みなし特定引継資産」という。）又は同号に規定する損失の額（以下この項において「損失額」という。）又は同号に規定する利益の額（以下この項において「利益額」という。）がある場合には、当該損失額及び利益額については、当該みなし特定引継資産を関連法人支配関係発生日（前条第十二項に規定する関連法人支配関係発生日をいう。以下この項において同じ。）前から有する前条第十二項に規定する前特定適格組織再編成等に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人である関連法人（同項に規定する関連法人をいう。以下この項において同じ。）ごとに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによることができる。

一　当該関連法人の関連法人支配関係事業年度（当該関連法人支配関係発生日の属する事業年度をいう。次号において同じ。）の前事業年度終了の時における時価純資産価額（その有する資産の価額の合計額からその有する負債（新株予約権に係る義務を含む。以下この号において同じ。）の価額の合計額を減算した金額をいう。次号において同じ。）が簿価純資産価額（その有する資産の帳簿価額の合計額からその有する負債の帳簿価額の合計額を減算した金額をいう。次号において同じ。）以上である場合　当該適用期間内における当該関連法人に係るみなし特定引継資産の損失額及び利益額は、ないものとする。

二　当該関連法人の関連法人支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額が簿価純資産価額に満たない場合　適用期間内の日の属する事業年度における当該事業年度の適用期間の当該関連法人に係るみなし特定引継資産の損失額は当該損失額から当該みなし特定引継資産の利益額を控除した金額のうちその満たない部分の金額からイ及びロに掲げる金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とし、当該みなし特定引継資産の利益額はないものとする。

イ　当該関連法人の関連法人支配関係発生日以後の各事業年度に生じた欠損金額に係る第百十二条第七項に規定する特定資産譲渡等損失相当欠損金額につき第百十三条第八項の規定の適用を受けた場合に同項第二号の規定において第百十二条第七項第一号に掲げる金額となる金額の合計額

ロ　当該内国法人の当該事業年度前の適用期間内の日の属する各事業年度の当該関連法人に係るみなし特定引継資産の損失額から利益額を控除した金額の合計額

5　第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第百三十九条の八第一項中「以下この条及び次条において同じ」を「次条において同じ」に改め、同条第二項中「配当等の額を」を「配当等の額（適格現物分配に係るものを含む。以下この項において同じ。）を」に改め、「基準日」の下に「（その定めがない場合には、当該配当等の額の支払に係る効力が生ずる日）」を加える。

第百三十九条の十中「（同法第四十二条の四の二第七項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「工業用機械等に係る法人税額）」の下に「、同法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営改善設備に係る法人税額）」を、「同法第四十二条の九第四項、」の下に「同法第四十二条の十二の三第五項、」を加え、「第六十八条の九の二第一項若しくは第二項」を「第六十八条の九の二第一項」に改め、「及び第五項」を削り、「若しくは同法」を「、同法」に改め、「増加した場合の法人税額の特別控除）」の下に「、同法第四十二条の十二の二第二項（同法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）、同法第四十二条の十二の三第二項若しくは第三項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第四十二条の十二の四（同条第一項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）」を加える。

第百四十二条第一項中「における機械等に係る法人税額）」の下に「、同法第四十二条の十二の三第五項（連結納税の承認を取り消された場合の経営改善設備に係る法人税額）」を加える。

第百四十二条の二第四項中「第十四号」を「第十八号」に改める。

第百五十五条の二第一項第二号中「個別所得金額を」を「個別所得金額（個別損金額を計算する場合において、法第五十九条第二項第三号に掲げる場合に該当せず、かつ、当該連結法人が当該連結事業年度終了の時において法第八十一条の九第八項各号に掲げる法人に該当しない連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である場合で、同条第一項並びに個別損金額を計算する場合の法第五十九条第二項及び第六十二条の五第五項の規定を適用しないものとして計算した場合における当該連結法人の当該連結事業年度の法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額が当該合計額を超えるときは、その超える部分の金額の百分の二十に相当する金額を控除した金額）を」に改める。

第百五十五条の四中「第六十八条の八十五まで又は第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十三まで又は第六十八条の八十五」に改める。

第百五十五条の五第二号中「、第六十八条の八十三第十二項」を「又は第六十八条の八十三第十二項」に改め、「又は第六十八条の八十五第十二項若しくは第十三項」を削り、同条第三号中「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五」に改め、同条第四号中「第百二十三条の八第十四項、第十六項又は第十七項」を「第百二十三条の八第十五項、第十七項又は第十八項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十六項」を「同条第十七項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改める。

第百五十五条の六第一項第一号ロ中「同条第十三項、第十六項又は第十七項」を「同条第十四項、第十七項又は第十八項」に、「第百二十三条の九第二項」を「同条第十二項第三号ロ（同条第十五項、第十七項又は第十八項において準用する場合を含む。）、第百二十三条の九第二項」に、「同条第十四項から第六項まで」を「同条第五項から第八項まで」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。